

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2014年1月15日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 2 国名：ベトナム 担当：人間開発部
案件名：カントー大学強化事業準備調査
調査区分：プロジェクト形成（有償）

1 契約予定期間：2014年3月中旬～2014年8月中旬

2 参加要件

海外における高等教育分野及び農業、水産・養殖、環境分野に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等
特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年1月29日から2014年1月31日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年1月29日から2014年2月3日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年2月14日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 2月下旬
- (5) 契約交渉 : 2月下旬～3月上旬

5 業務の目的

ベトナムでは、1986年のドイモイ（刷新）政策導入以降、高等教育機関の数は急激に増加している（短大・大学の数は101校（1987年）から414校（2010年）に増加）。一方で、学生数の増加に対する教員数の不足、資機材・資金不足による低い教育・研究レベル、労働市場の需要と学生の専攻分野の乖離（自然科学、エンジニアリング系の学生不足）、学生の問題解決能力や論理的思考力の不足等の課題があり、同国の国際競争力向上における課題となっている。

ベトナム政府は2020年までの工業化の実現及び持続的な経済成長を目指しており、安価な労働力に基づく経済モデルからの脱却、産業の高度化、これらを支える産業人材の育成が喫緊の課題である。同国政府は、こうした課題の解決に向けて高等教育機関の量的拡大及び大学の教育・研究能力強化等を目標に掲げ、教育と研究の先導的な役割をもつ国際水準のモデル大学を4校設置することとしており、カントー大学はその1つと位置付けられている。

カントー大学が位置するベトナム南部メコンデルタ地域は、ベトナムのコメ生産量の50%以上を産出する主要な農産地であるとともに（農業はベトナムのGDPの25%、コメは全輸出高の4%程度を占める）、水産業が盛んな地域でもあり、ベトナム政府が工業化戦略の中で優先6分野として掲げる食品加工や農業機械に関する開発ポテンシャルを有している。他方で、気候変動による海面上昇やメコン川流域の水質汚染など、持続的な農水産業振興に向けた課題も多い。

カントー大学が国際水準の大学と発展していくためには、教育の質を向上させるとともに、メコンデルタの特性を活かした研究を行い、国際競争力の強化を図り、国内外から共同研究の実施相手として発信していく必要がある。

本事業は、同大学の農業、水産・養殖、環境分野における教育研究能力強化・人材育成及び、それに必要な施設・機材整備を通じて、ベトナムの農水産業の成長及び国際競争力の強化、また、気候変動を含むメコンデルタ地域の環境問題への対応強化を図るものである。

6 業務の範囲及び内容

(1)業務対象地域

ベトナム国カントー市

(2)業務内容

事業の背景と必要性の確認・検討

カントー大学の現状・特徴の分析及び強化すべき能力の特定（運営管理面及び学術面）

事業計画の策定

事業実施体制の検討

概略設計の実施

総事業費と資金計画の検討

調達方法の検討

運用効果指標の検討

環境社会配慮の確認

ソフトコンポーネント/附帯技術協力の内容検討（日本のリソースの強みや協力可能性を踏まえた、実現可能性

や課題を含む)

7 成果品等

- (1)業務計画書(2014年3月中旬)
- (2)インセプションレポート(2014年3月下旬)
- (3)インテリムレポート(2014年6月上旬)
- (4)ドラフトファイナルレポート(2014年7月中旬)
- (5)ファイナルレポート(2014年8月中旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1)総括 / 高等教育事業計画 (評価対象予定者)
- (2)大学運営 / 組織強化 / 評価分析 / 人材育成 (評価対象予定者)
- (3)農業分野教育・研究
- (4)水産・養殖分野教育・研究
- (5)環境分野教育・研究
- (6)機材設備計画 / 運営維持管理 / 積算 1
- (7)施設建設計画 1 / 積算 2 (評価対象予定者・対象国経験・語学力評価せず)
- (8)施設建設計画 2

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定(本案件の特徴から大学とのJVは認めない)
- ・2013年9月に予備調査実施済み

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。